# 一般社団法人 薬剤師認定制度認証機構 平成 20 年度薬剤師認定制度委員連絡会 議事メモ

**時**: 平成 20 年 12 月 12 日 (金) 14:00~16:30

場 所:ニッショーホール 第2会議室

出席者

委員:19名

厚生労働省医薬食品局薬事企画官: 関野 秀人

代表理事:內山 充 事務局:前田 昌子、沼田茂美 配布資料:事前配布 認定制度委員会平成 20 年度通信記録

認証プロバイダー協議会議事録

新法人定款、倫理規定、会員規定、会費の規定

当日配布 役員名簿、認証事業実施要綱

日本アプライドセラピューティクス学会のお誘い文

## 1. 開会挨拶

代表理事よりの開会挨拶ののち、事務局に沼田茂美氏が加わり委員との連絡等に当たる こととなったことが報告され、次いで事前配布、当日配布の資料確認ののち議事に入った。

## 2. 昨年度連絡会以降の経過概要

代表理事より、事前配布資料の「通信記録」をもとに、前回連絡会(平成18年12月14日開催)以降の経過について以下のとおり説明がなされた。

- ○平成 20 年内の認証事業としては、G08 石川県薬の認証申請、G09 新潟薬大の認証申請、G01 研修センターの更新申請、及びG10 北海道薬大の認証申請の評価がなされ、それぞれ総括報告書の通り理事会で承認された。
- ○9月に認証プロバイダー協議会が東邦大学主催で開催され、議事録(事前配布)のような 内容であった。

なお、認証機構の役割は、実施機関の研修・認定の質を保証するところまでであり、研修の計画や方法、あるいは認定の条件等は原則として実施機関を信頼して任せることとしている。それぞれ特色ある発展を期待したい。

○現在、昭和薬科大学同窓会からの認証申請を受付手続き中である。また、研修専門企業とも言うべき教育研修機関からの申請が出される動きがある。いわゆる「セミナー屋」ではなく薬学及び薬剤師の教育研修に見識、経験、実績等のある企業で、基準に適合するものについては、アメリカにはかなり多くの例があることからも、申請を受理し、委員への評価付託を行いたい。

## 3. 法人制度改革に伴う認証機構の対応について

代表理事より公益法人関連の3法律の改正に伴い、昨年来続けてきた新法人移行への対応につき説明がなされた。

○12月1日に上記3法が施行され、当認証機構は、自動的に中間法人から一般社団法人に移行した。施行日に先立ち、「整備法」の規定に則り、旧法人社員総会(11/17)で新法人の役員の選出を議決し、また旧法人の社員総会・理事会(11/26)で、新法人の定款変

更を議決し、それぞれホームページ上に広告した。また 12 月 5 日の新法人の理事会で、旧理事長内山充が新法人の代表理事に選任された。それらをもとに 12 月 8 日に新法人の登記を完了した。

- ○新法人は、引き続き「薬剤師の生涯研修実施機関の第三者認証」という事業を行うが、 近い将来には公益法人の認定申請を目指しており、新たな認識をもって法人の運営に当 たりたい。
- ○定款は登記済みであるが、今後理事会において、定款で引用する倫理規定、認証事業実 施要綱、認定制度委員会要綱、会員規定など、諸規程類を順次確定する予定である。こ れらの規程類の内容は、原則的にはこれまで実施してきた当認証機構の事業内容そのま まであり変更していない。
- ○定款の、「目的及び事業」は従来の理念と方針を継続している。「社員」の記載が変更されている。認証を受けた団体のうちで入会申込をしたものを正会員とし、その他、当認証機構を支援する団体及び個人を特別会員とする。この両者が法規上の当法人の社員となる。社員は社費を支払う義務を負うが、当認証機構の目的と事業に賛同するものは誰でも社員になることができる。そのほかの定款の項目は、関連法規の定めに即して記載されている。
- ○新法人の理事会は、議決や諮問の機能をもつ機関ではなく、業務執行機関となる。代表 理事のほか、総務、認証事業、渉外広報その他につき執行理事を理事会で選任すること となる。現在認定制度委員であり新法人の理事でもある山田勝士氏に、認証担当の執行 理事をお願いしたいので、次回理事会に提案したい。

#### 4. 生涯学習に関する最近の動向について

①委員より日薬の生涯学習委員会のプロフェッショナルスタンダード及びクリニカルラダー計画について、②委員より日本緩和医療薬学会の活動状況について、さらに、③委員より日本アプライド・セラピューティクス学会の準備状況について紹介があった。

これらの話題は、

- ①生涯研修全体についての学習計画と実施の指針を示すもの、
- ②特定診療域における薬剤師の能力・適性の向上と認定を目指す試み、
- ③薬剤師の医療貢献に必須な知識・技術に関する研究・教育の場の展開
- と、それぞれが生涯学習に密接に関係がある話題であった。

#### 5. 自由討議

薬剤師生涯研修のあり方や、認証申請の評価に当たっての考え方、あるいは申し合わせ の必要な問題等について、全般を通じての自由な討議が行われた。

#### 研修の企画について

- ○クリニカルラダーについて、ISO9001 の中の人材育成の技量習得と似ているが、参考にされたのか → 勉強させてもらったが、それを真似たというのではなく、どちらかというと看護師が現在実施している点を参考とした。
- ○ラダーの認定に当たり評価をどうするかが重要な課題であろう。
- ○日病薬は現在各種の研修や認定を計画し実施しているが、対象者としてはチーム医療に 関与する薬剤師にある程度焦点を絞った教育制度である。プロフェッショナルスタンダ ードの考え方はオール薬剤師が対象と考えてよいか → その通り。要は調剤にかかわ

っている薬剤師が対象である。全国会議は日病薬と日薬と両方が一緒になって行っている。

- ○プロフェッショナルスタンダードの中の到達目標などについて、従来、病院でのスタンダードが抜けていた点があったが、それをこの1、2年で日病薬の協力を得て充足した。 今後、その他の点、特に高レベルのスタンダードについては、学会などと意見の調整を行う必要があるのでぜひご協力をお願いしたい。
- ○麻酔科の領域は、救急医療とともに薬剤師の役割が重要な分野と思われる。どこかでこれらの教育研修を具体化できると大変良い。また。高齢者医療の薬物関連領域に責任を持つことのできる薬剤師をつくっておかないといけないのではないか。
- ○今、癌専門薬剤師は国立大学の3分の1ぐらいに入っている。今入っていないところでも、他の領域も含めて薬剤師がやることが沢山あるので専門薬剤師が必要である。要するに、診療報酬が付かないのでなかなか充足できない → 診療報酬に関しては厚労省に要望しなければいけないのだが、去年も同様の要望をしたが、先ずは実績を積み重ねることが必要であるということであった。

## 認証の取得について

- ○生涯研修・認定制度の認証を、大学が自分のところで取得したいと検討をしているが、 手続きや運営が難しそうだといって教職員が尻込みする。既に行っている卒後教育の実 績として、地域密着型と地域限定型があるが、そういうのをそのまま当てはめればすぐ にできるのではないか思うので、認証の取得法をわかりやすく広報して欲しい → 新 法人理事会の活動として努力したい。
- ○大学や団体がこの認証を取ると、実際、何か変わることがあるのか → それはステータスの問題であろう。現段階では何も法的な資格やメリットに結びつくものではない。世の中に対して、自分のところでやっている研修の質的水準の信頼性をアピールできることになり、ほかとの差別化であろう。また、自分が行った研修には自分の権限で単位を出したいという発想もある。
- ○認証の意義は、いろいろと考えていただくとありがたい。それから、認証を受けた機関は、それぞれ研修の方法を非常に工夫していただいている気がする。当機構は、内容を評価して認証するところまではできているが、それをどう利用してメリットと考え、そのメリットをどのように生かして行くかは、プロバイダーご自身の工夫にお任せしたい。

#### 制度の整備について

- ○日病薬では、専門薬剤師や認定薬剤師という、いわゆる特定領域の研修制度が実施されている。それと生涯研修をどう切り分けるかという議論がまだ不十分で、各都道府県で認識にかなり温度差がある。それらを調整して、専門、特定領域、及び生涯研修の制度づけをどうしていくか、現在真剣に議論中である。
- ○プロバイダーの協議会議事録の(2)に、「将来的に認定シールを統一することが望ましい」という表現があるが何か説明が欲しい → 認証機構としては、厚労省が免許の更新性に踏み切るまでは、各プロバイダーが研修履歴を明確に示すシールをそれぞれ工夫して用いている現状のままでいきたい。更新性になって研修が義務化されたときには、皆さんと相談して、おそらく統一したシールになるだろうと思う。

## 不正、目的外利用について

○企業が偽装生涯研修のようなものをやっているケースがある。人材会社が、生涯研修になる、シールが付く、研修センターの認定が取れると言って人を集め、自分の会社に登録させている事実がある → 薬剤師会の学術大会までも企業の広告に使われているという指摘が業界紙に載っていた。研修や認定制度が、目的外使用や不適正な使用に利用をされないように、プロバイダーによる監視が必要であり、一部実施している。

## 6. 関野企画官挨拶

公務の都合により途中退席された関野企画官より次のような発言があった。

これまで薬剤師の関連の問題・課題への取り組みについては、6年制教育が既にスタートしていることもあって、実習受入体制の整備をはじめ卒前のところを中心にやっているが、今後は、本格的に卒後の生涯学習についてやっていかなければいけない。大学教育の6年間も大事だが、免許を取った後の薬剤師としての20年、30年が非常に大切になってくる。

先ほどご紹介があった日本薬剤師会が取り組んでいるプロフェッショナルスタンダード やクリニカルラダーの考え方や方向性については、当方としても全面的に支持している。 いろいろな意味で、薬剤師自らの力でしっかりと自己研鑽している姿が社会に対してわか りやすく伝わるような環境をつくらなければならない。そのための様々な工夫に関しては 厚生労働省としても支援を惜しまない。

そういう意味では、現状まだまだ至らない点があると思われる。たとえば、医療機関で 広告できる認定制度が薬剤師に関してはまだ一つもない。できるだけ医師とか看護師、患 者さんから見て納得し得る、説得力のある認定制度や研修プログラムにして、薬剤師が自 らの努力で研鑽を積み、努力した者が報われるような環境づくりをしていただきたいと思 う。

薬剤師が医師や看護師などとどのように協力し合えるかという議論をしても、他職種から見るとなかなかわかってもらえない。薬剤師について他者から説得力を持ってわかってもらうには実績でもって訴えていく必要がある。実績づくりは我々ではできないので、是非とも現場の薬剤師にがんばって実績を作っていただければと思う。

#### 7. 閉会挨拶

## 代表理事:

当認証機構の発足以来4年を経過して、その間の認定制度委員の先生方のご協力には本当に心から感謝を申しあげる。新法人として、新たな認識をもって認証事業を続ける当機構の事業に、今後ともご理解をいただきご支援をお願いしたい。これまで、毎年1回連絡会を開いているが、今後もこのような形でよろしいかどうか、ご意見があったらお寄せいただきたい。例年通りとすれば、次回は平成21年12月18日(金)を予定したい。

一以上一